

消費税の経過措置

消費税の経過措置とは、消費税率引き上げにより生じるズレを極力なくすためにとられる一時的な措置です。10月1日以後の取引でも8%の税率が適用されます。今回は主な経過措置について簡単にまとめてみました。

◆旅客運賃・入場料金

9月30日までに料金が支払われたものは8%

(例)2019年9月5日に6カ月分の定期券を購入した場合・・・8%

2019年9月5日に購入し10月以降に利用する使用日が決まっていないチケット
(映画館の前売り券等)・・・8%

※ICカードチャージはチャージ時に消費税はかからないので利用時の税率を適用

◆電気料金等

2019年10月1日から10月31日までに料金が確定したものに関しては8%

10月1日をまたいで使用されても、10月31日までの検針等により料金が確定するのは、10月1日以後の使用部分を含めて8%の税率適用

(例)2019年10月15日の電気検針により料金が確定した場合・・・8%

◆請負工事等

**2019年3月31日までの間に締結した工事の請負に係る契約に関しては引き渡し
10月以降であっても8%が適用**

(例)注文2019年3月1日に住宅の工事請負契約を締結して、2019年11月15日に
引き渡しがあった場合・・・8%

◆資産の貸付

**2019年3月31日までに締結した資産の貸付に係る契約に関しては契約期間終了
までは8%が適用 ただし下記条件を満たすことが必要**

- ・貸付期間および家賃が定められていること(賃貸料が売上金額や固定資産税に連動して決定するようなものときは10%)
- ・契約期間中は事情があっても家賃の変更ができない定めがあること

(例)2019年3月1日に店舗の賃貸借契約を締結して2019年10月1日以降も継続している場合・・・8%

※住宅の賃貸借契約は非課税

★Q&A

Q経過措置が適用される取引は必ず経過措置を適用するのでしょうか？

A経過措置の規定により8%が適用されるものは必ず経過措置を適用します。(国税庁HP)